

『かたこと』考

田 籠 博

寛文三年（一六六三）と翌四年、貞門俳壇のなかで、安原貞室の独吟『正章千句』（慶安元年（一六四八）刊）をめぐって論争があった。季吟と謀った椋梨一雪が論難書『茶杓竹』を著し、貞室門の乾貞恕が『蠅打』で応じたことである。その中に次のやりとりがある。

伯父者人の謀叛ハ早く顯れて

文字餘り打越たり、是程のさし合も覚えられぬにや、又伯父者人といふ事いかゞ、者の字ハ人とよむ也、しか
らハ重言也、此作者かたこと双紙といふ物をせしが、其内にハ伯父者人などいふハかたこと也と書たり、然
ハいつれをよしと定るにや、主もかハラぬ作者、か様に跡先のあはぬことを出次第にいはるゝ心はかりがたし
●かたこと双紙にハ、おちじやものはわるしと有、汝ハいかひとへうものや、物ミるとも念を入よ、者の字人と
よむ也、然共くるしからず （古典文庫『貞門俳論集』上77〜78ページ）

ここで双方が「かたこと双紙」として言及している書が、近世初期口語資料として著名な『かたこと』（五卷五冊、慶安三年（一六五〇）刊）を指すことは、該当する記事の存在によって明らかである。

一親を。おやじやもの。父親をてゝじやもの。母親を。はゝじやものなどいふは如何。親じや人。てゝじや人。はゝじや人。兄じや人。姉じや人。叔父じや人。伯母じや人などゝは云べき歟それもこのましき言葉にもあらず。又二親といふべきを二しんのふたおやといふ人も侍り。いらざる重言なり。(巻三20ウ)

註 引用は国語学大系新第九巻所収本に拠り、他本を参酌する。字体は現行のものに改めた。以下同。

一雪の難が当らぬことは貞恕の弁ずる通りであるが、同時に、この両者がいずれも『かたこと』の貞室著作であることを前提にしている点は、従来から云われてきた貞室著作説を裏つけている。^{註1}

もっとも、『かたこと』が貞室の著作であるとは云っても、それは必ずしも本書に載せる論説のすべてが貞室にのみ帰せしめられることを意味しない。序文に云う、

これはみつから少年のむかしよりいまかゝる老のすゑまでくちに馴ていひ侍をきこしめししおりくしかり給へりし老師の厚恩をおもひいつるまゝ書つけぬ此つるてにかたはらいたき今案をもみなたゞ言葉もて記し侍るは愚子か見ときやすからんためなり

「老師」とは貞門の総帥松永貞徳のことである。その師説に自説を添えたのが本書という。本書に、師説を明示し暗示する所は三箇条にすぎないけれども、序文の意はより広汎な影響を示唆する。残る貞室自説の如き記事を、師説あるいは他説との関連でどう弁別するかは、本書の資料的価値にかかわって重要である。

みぎの問題は、『かたこと』が内包する未解決の疑問点のひとつにすぎない。小稿は、内外両面から本書の性格に再検討を加えてみたものである。

自明のことであるが、貞室は俳諧の宗匠であり、その言葉に対する関心は俳諧の中で醸成されたと考えるべきである。『かたこと』もまた、良くも悪しくも俳諧と密接な関係にある。巻五末尾の長文の逸話のもとより、しばしば挙例に俳諧を以てするが如きは、その端的な現れである。たとえば、「さすが」の誤用例に「さすがみごとな花のいけやう」の句を挙げて難じ(巻一8ウ)、「吹拳と云べきを。すいきやうと云人あり」として、「酔狂人」を「吹拳人」に取成した付句を掲げ、これを誉めた判者を非難したりする(巻一16ウ)。また、「唯といふべきを。たつた。たんだ」の例に、「頃ある人の。べによりあかきたんだ今。雲や霞のたつた今など、いふ狂行したるをきく侍り。いかゞ侍らん」(巻二1ウ)なども云つ。

これらは、吹拳に対する「すいきやう」、唯に対する「たつた・たんだ」の詭形がありえたことを教えるものの、語音の類似による取成しや秀句を用例とする方法は、問題にしなければならぬ。さらに、みぎを以て貞室は俳諧における詭形を厳しく退けたと考えるならば、実際に反している。『かたこと』の記事を『正章千句』の作品と照らしても、「牧溪和尚を。もつけおうしよう」(巻三28オ)と云いながら、「もつけなかほするや牧溪」(第二)の句があり、「泥亀を。すつぽん。すぽんなど、いふは如何。△中略▽人すい亀をすつぽんといふは。きくあしくや侍るらん」(巻四19ウ)に背いて、「すつぽんが秋の汀にうきあがり」(追加)とある。貞室自註の『俳諧之註』(寛永十九年△一六四▽)を見れば、「ぼ(盆)には地藏を拝みよる袖」に何の註も付さず、「尾籠にもなるや板櫛の櫛の宮」も同様である。後者などは、「燈台をみては。当代のはやり物ぞといひ。豆腐を出せば当風のはやり物ぞなど」と云う仮名違いの秀句批判(巻五33オ)に抵触すること著しい。『かたこと』と俳諧作品とを同列に扱うことはできぬとしても、一方で他の作品を批判するからには、自作品のみ埒外にあってよいはずはない。だとすれば、こうした矛盾にどの様な意味が

あるのであろうか。

『かたこと』と先行貞室作品との関係を窺わせるものに次の如きがある。つまり、「唱門師をしやうもんし。しよもじ。但しやうもじとは可然歟」(卷三25オ)の但書きが、あたかも『正章千句』の「いかにも耳のまときしやうもじ」(第二)を擁護するかの如き体をなしていることである。もしそうであれば、貞室は本書を著すに当って、やはり自作を意識していたということになる。こうした自作擁護の態度は、既に『俳諧之註』にも見えている。強盗と歎冬を秀句にする「雪ゆきより盗人ぬすびとがんだう頭かぶれて」の註、

付心は、京きやうわらんべの諺ことわざに、「ぬす人がんだうかねたたき、かねはなうて手てびやうし」といへるにすがれり。ハ中略ちやくりやく又「がんだう」とは強盗かうたうと書かをあやまりたるか。但、かやうの事は人のいふにしたがふなり。是はいかいのさだめ定ぢやうなり。又云、がんだうは唐韻たうごんか、しらず。(古典俳文学大系2、384ページ)

この様に、作定を楯に無理な秀句の責めを回避するあたり、曖昧に「可然歟」とする本書の態度と通ずる所がある。もっとも、自作の擁護が形を整えると、独自の言語解釈を生み出すことがある。周知の如く、貞室は「とらまゆる」の語をめぐって『正章千句』の貞徳評で批判を受けたことがある。

とらまへたしや千年ちうねんの羈つる。

世のかたことかたこと、知て、態とは用ゆる例あれども、かたこと、しらで用ゆるかたことは、誹ひに不法ふぽうなり。「とらゆる」はよし。「とらまゆる」は、京童部きやうどうぶのあさましきかた言也ことば(古典俳文学大系1、261ページ)しかし、貞室はこの師説を直には容れず、独自の解釈を施すことで宛曲えんまに自作の正当であることを『かたこと』に述べる。

一とらゆるといふべきを。つかまゆるとはいへども。とらまゆるといふはかたことなりとかやさりながら。乍さ去きまの字じは付字

にて苦しがるまじきかとおぼゆ。縦へば。人を睨むを。にらまゆるといひ。崇むるを。あがまゆるなどいふこと葉おほし。其類ひなれば、とらまゆるも苦しからじ。ろ。ら。ま。すは昔の付字也（巻五三オ）

この記事は貞徳の影響を蒙った例として言及されるが、筆者はむしろ、努めて自説に固執する貞室の態度に注意したい。なぜなら、みぎの解釈は、傍証を示すなど一見妥当なものであるにもかかわらず、実は、「とらまゆる」がカタコトであるか否かの判断の根拠としては無効なのであるが、方法的には一応合理的な説となっているからである。云うまでもなく、本書の独自の価値はこうした点に求められるべきである。

みぎの二例からすれば、『かたこと』と貞室自作俳諧との矛盾の意味は、俳諧実作上の要請による言葉詮索から、言葉そのものへの反省へといった発展的な矛盾と考えられる。すくなくとも、一部の記事はそうである。考察を深める契機には、他からの注意の喚起もあつたに違いないが、たとえば『俳諧之註』に、

葉は花の台うてなにのぼれほとけ仏の坐ざ

△前略▽仏の坐ざといふ草くさは、えぐの若菜わかななど、歌にもよまれたるもの歟。花のなりの蓮はちすに似にたれば、誤あやまりて俗語ぞんごに
はげぐの花といふとなり。たづぬべし。（前掲書、384ページ）

とある如く、貞室みずからも折にふれ考え、思い留める所があつたのであろう。『かたこと』もまた決定稿ではなく、序文で「下書」と称する様に、結論を保留することがある。

俳諧との関連で再考すべきは、本書における規範意識（国語意識）の位置づけである。一般に、洗練された言葉の選択を伴う俳諧に携わる者には、おのずから言葉に対する鋭敏な感覚が要求されるであらう。しかも、作品は本来公表されることを前提するからには、付合や用語の当否についての客観的な規準がなければならぬ。規範意識はこうして生まれる。それでは、俳諧とともに育つた貞室の規範意識は、本書にどう反映しているのか。

かつて新村出氏は、本書を称えて、

本書は、儼乎たる標準語の確立を意識した貞徳及び貞室の国語意識が溢るゝばかりに現はれてをるのみか、愛児に対して誠実に国語教育の範を垂れたものとして、国語学史上恐くは空前絶後ともいふべき傑出した著述である
と申して差支ない。(日本古典全集「解題」4ページ)

と評し、記述の方法に関して、

単純なる記載的方法にのみよらず標準語と方言訛語との取捨選択に関する断乎たる親切なる指導と時に優柔なる態度とが各所に散見するのを認める。(同右5ページ)

と述べられたことがある。では、みぎの如く発言された時、はたして新村氏はどの様な「貞徳及び貞室の国語意識」を想定しておられたのであろうか。

本書の記述は、二三の例を除いて、個々の語あるいは慣用表現のレベルに終始し、論の形をなす記事はまれである。実用の目的(即ちカタコト矯正)からの要請という考えもありうるけれども、無秩序な記事の配列ひとつを見ても、その様な配慮があったとは考えにくい。^註抽出できる規範が、訛形に対する正形・誤用に対する正用であったり、古典等の用例であったりする程度では、本書の独自性はなきに等しい。

本書の価値は、逆説めくが、却って「優柔なる態度」に求められることがある。既引の「おやじやもの」を重言として退ける条にひとつ隔てて、

一 我をんなぞ。めじやものといふこと如何。但めじや人とは云にくき故歟。(巻三21ウ)

とある。「云にくき」原因に思いを致さず、より根本的には、自身の「じや」を「者」の字音とする語源説が問われるべきにもかかわらず、なお自説を保ちながらも、一方で簡単に例外を許容する不徹底な態度である。ところがその

結果、今日のわれわれは、待遇意識（就中、親族呼称の場合）の変遷過程の一樣相を知ることができるわけである。また、促音挿入の語例に関して、

イ されどもかうやうのこと葉は。時により。ことにしたがひて。いはずして叶はぬおりも侍るべし。苦しかるまじきかと（貞徳に――引用者）尋ね侍りしかば。いはぬにはしかじと答へられき。（卷一〇ウ）

ロ 但うへより云つゞけ。又いきほひかゝりていふ時は。くるしからじといへども。いはぬにはしかじ。殊に物に書つくべきことにあらず。（卷二一オ）

ハ つめていふは。時によりて苦しからぬこと歟（卷五10オ）

と、三度にわたって註記することがある。イは師説、ロはこれを自説の如く述べ、ハではイロの制限を緩めて許容の幅を広げる。仮にハが貞室の素直な意見であれば、条件次第では訛形の使用を認める態度は（イにも窺える）、厳格な規範意識とは相容れない。そのほか、本書内部に存する種々の矛盾・錯誤をいちいち指摘することは省くが、かく見れば、本書の記事内容を精細に整理分類する作業にどれほどの意味があるのか疑わざるをえない。さらに、後に述べる理由から、本書の各記事が必ずしも同じ性格をもたぬことにも注意すべきである。

因みに、みぎの引用口は、話し言葉と書き言葉との使い分けに注意している如くである。しかし、「云々」を文字通りの日常の話し言葉とは理解せぬ方がよい様に思われる。その理由は、『俳諧之註』で、「なきがらはすくばりかへりさえかへり」の付句「わつと泣ぬるこゑのかなしさ」に註する所、

「わつと」云事一句の専也。冷はて、扱はなきぞと歎く心なり。（前掲書392ページ）

また、その付句「おもはずもくらがりに見しの鬼の面」の註、

くらがりに鬼の面を見て、わつと泣やうなる重心なるべし。又、鬼の面をきたるものが、わつと云ておどす故に

泣体もあり。「わつと」云詞が付所也。(同右)

この様に、「うへより云つゞけ。いきほひかゝりて」などと貞室が許容の条件を示す所は、俳諧の付句の技法上の問題と見なされるからである。

要するに、『かたこと』の著者たる貞室にとって、訛形やカタコトは一律に排されねばならぬ言葉ではなかった。たとい鋭敏な語感を以て語の洗練に腐心したとしても、俳言や音節数に制約をうける俳諧の実作上、止むをえず、または意図的にそれらを用いることがあつたであらうし、事実、貞室自身の作品にその例を見出せることは既に述べた通りである。従つて、本書における貞室の規範意識を探ろうとすれば、それは俳諧との関連で行われねばならず、貞門の俳言意識や付合の作法等をも考慮する必要が生じる。筆者にはいまその用意はないけれども、『古典俳文学大系第2巻』の解説に説く所では、貞門では、俳諧とは俗語をも嫌わず使用する句としながらも、「俗語不苦とは申ながら、あまり道外過たる詞は如何」「いかに誹諧なればとて、いやしき事をすべからず」と限界を設け、結局「和歌連歌に取用ぬ詞のよろしき」を採るべきとする二律背反的な俳言説が普通であつたという。本書の曖昧な規範意識に似てはいまいか。俗語ながらも道外れぬ、いやしからぬ俳言であることを他に明らかにするために、適当な説明が必要である。これは本書の記述方法ではあるまいか。訛形は正され、カタコトは解釈・説明される。巻五雑詞部では、擬声擬態の語にさえ説明が存する。そして、当否の判断は説明の前提になつたり、後に添えられたり、保留されたりもする。説明や判断の妥当性を保証するのは、種々の語学的用語や典拠であり、故実・名目といった超越的な權威の場合もある。当面の問題は個別的具体的であるから、説明もまた各条で一貫性を欠くことがあり、厳密な用語の定義・使用もない。例えば、本書は「連声」をよしとすることで知られているが、

一 鍛鍊たんれんを。たんでん但連声歟(卷三二ウ)

一「前略」権六ごんろく。善六などは。ぜんのく。ごんのくといふがよし連声れんじやうなればなり。(巻五12ウ)

という場合の「連声」は、不適切な使用である。適切だとすれば、「辛勞しんらうを。しんだう」(巻三5オ)「金欄きんらんを。きんだん」(巻三32ウ)に連声註記をせず、訛形として退けるが如き不徹底さを指摘せねばならない。書名の由来たるカタクトの意味すら漠然として捉えがたく、二例見える「俗語」(巻二9オ・12オ)との関係も明らかでない説明の仕方は、到底「儼乎たる標準語の確立を意識した」現れであるとは信じ難い。

再言すれば、『かたこと』の基本的性格は俳諧との関連で理解すべきであって、それだけに鋭い観察を窺わせる点もありはするが、寸考の積み重ねでは一書としておのずから限界が存したのである。本書の内容を総合的に考察する上での困難さは、ひとつにはこの様な事情に起因する。註。

三

『かたこと』の総合的な考察が困難なもうひとつの理由は、本書に収める記事の出拠が複数にわたることである。既述の如く、序文は師貞徳の説に貞室自説を添えた旨を記している。師説と示す場合は別として、「とらまゆる」の条は勿論、タレ(誰)をダレと濁ること(巻一21ウ)、五色の誉め言葉の故実註4(巻二19オ)など、貞徳の説であるにもかかわらず、格別注意しない。本書が刊行された慶安三年には、貞徳もまだ健在であったのであるから、本書が単なる師説の引き写しであればともかく、説明しにくい事実である。ともあれ、貞徳の本書に及ぼした影響を調査することは別の機会に譲って、その他の場合を考えてみる。

さて、本書の記事は、しばしば「と云り・とかや・とぞ」などの伝聞表現で結ばれる。「とらまゆる」の条で、「と

らまゆるといふはかたことなりとかや」とあつた如くである。この場合は『正章千句』の貞徳評を承けていることが分つている。それでは、他の場合も貞徳説を指すのであろうか。

一 正躰なきといふべき時に、勿躰なしといふは誤たること葉なりと云り。勿躰の二字を。躰なしとよめば。勿躰なしとはいらぬ重言かと云り。（傍点引用者、卷一8オ）

この「勿躰なし」を貞徳がどう考えていたかは分らないが、たとえば元和本下学集の「勿躰」項の漢文註には次の如く見える。

躰タイ體タイ三字皆ナ同字也ナリ勿モツ无ハム也ナリ勿モツ体タイ之ノ二字即チ无キ正躰義也ナリ然ル日本俗書状云ニ无フ勿ハ躰者レ大ニ失ニ正理也ナリ子細シ可レ思フ之ヲ云々（言辭、下41ウ）

「重言」の語こそ見えぬものの、兩者意味する所は全く同様である。こうした対応があるとすれば、従来ややもすれば閉却されていたかに見える本書の言語説等の淵源をあらためた問題にし、貞徳説のみに限らず広く調査を試み、最終的には、本書の資料性そのものにも検討の余地を生ずる。なぜなら、ごく簡単な比較でも、本書の記事で元和本下学集の漢文註と類似するものを次の様に見出すことができるからである。三例を対照して示す。

一 鶴ミズナギをミみそミなミいミ。此鳥トウ栖ス溝ミ三歳ニ。故カ云フ尔ニとかや。かやぐきといふも。此鳥の一名（卷四21オ）

〔鶴ミズナギ〕小鳥也ニ莊子ニ鶴ス巢フ林ニ不レ過ニ一ニ枝ニ云々此鳥ス栖ス溝ニ三歳ニ故ニ日本ニ呼フ溝ニ三歳ニ者ニ是レ鶴ニ也ニ（気形、上26ウ）

一 酒をミ。九ク献ケンといふは。をんなこと葉のみにあらず。おのこもいふべし。三々九サンクク献ケンといふ上略ニの詞ニなりとぞ。

〔九ク献ケン〕日本世話酒名也三々九サンクク献ケン義也（飲食、下15ウ）

（卷四22ウ）

一旦過といふは 往來の沙門などの一宿の爲にたて置たる所と云り。それを。たんぐはんやといふは誤成べし

(卷五1ウ)

〔旦過〕往來之沙門僧侶一宿之處也(態芸、下12オ)

長文であるから引かないけれども、「かうやとは。かはやといふことなるを。紀伊国の高野山のことにいふ一説侍る」(卷五2オ)として、元和本下学集「廁」項(家屋、上24オ)の註の「一説云」以下と同文の漢文を掲げてもいる。

(なお、みぎの漢文註のうちには、古本下学集や古本節用集にも同文を載せるものがある。著作当時に貞室が目録しえた可能性の最も高い資料として元和本下学集を選んだまでである。)

所で、やはり元和本下学集の漢文註と類似する記事を見てみよう。

一(前略)扱啄木とは。てらつゝきといふ鳥の名なり。即啄木鳥と書り。然るを組の緒又鼓の調緒などに。たく

ぼくと申は。そのいろ斑にして。高びくにうね侍りて此とりの木をついばみたる跡に似たるに由て啄木と申とか

や又流泉啄木といふ時は琴の曲の名なりとぞ(卷二8ウ)

一啄木鳥を。けらつゝき。但又駕とも書歟。けらつゝき。てらつゝきは又別鳥か可尋(卷四21オ)

二条はそれぞれ次の註に対応する。

〔啄木〕物之緒也以絲組之其色斑々而如鳥之啄木痕故云啄木也実鳥之名也又琴名流泉啄木

云也(器材、下20ウ)

〔啄木〕鳥名也尔雅云駕也啄木或琴名也見器材門也(気形、上26ウ)

まず問題のない対応であるが、ひとつ「流泉啄木」を琴の曲名とするか琴の名とするかの些細な相違を含んでいる。

両者は同意ではなからう。そこで考えたいのは、下学集の成立發達に与つて重要な関係があつたとされる、類書『璫

囊鈔』(僧行著、文安三年八一四四六)成、刊本は正保三年八一六四四(刊)のことである。「啄木」の漢文註も実はこの書の記事に基づいている。

〔啄木云事〕△組ヲ。タクホクト云。文字如何 字ニハ啄木ト書ク。喩ヘハ組ノ色ノ。斑々トシテ。如鳥啄

木痕故啄木ト云。亦琵琶ニ。流泉啄木ト云曲アリ。又啄木ト書。テラツ、キ共ヨム。〔尔雅〕曰。啄木ハ

テラツ、キト
列寫也 (卷六30段、塵添本卷十29段)

註 引用は無刊記版『塵添壙囊鈔』(臨川書店刊複製本)の本文による。以下同。

問題の箇処が琵琶の曲とあり、「列寫」に「テラツ、キ」の訓を施す点が注意される。

『かたこと』は多くの漢語を載せ、その中には、元和本下学集はもとよりその古本類、及び古本節用集諸本にも檢索できない語がある。そして、ほかならぬ『壙囊鈔』に、当該語をめぐっての記事を見出すことができる場合がある。その例、

一ひしと、いふべきを。ひつしと、詰て云ること如何。縦へば人に物を頼むをひしと頼むぞなどいふは当らぬことかと云り。千字文に靡恃己長と書て。をのがまざることをたのむことなかれとよめりと。然らば。ひしと頼みかたきことなど、云時は可然こと葉かと云り(卷二27ウ)

〔靡恃云事〕△人ヲタノムヲ。ヒツシト憑ムト云ハ何事ソ。ヒツシト云ハ誤也。〔千字文〕ニ靡恃己長ハ左訓ヲノ

レカマサレルコトヲタノムナカレヨメリ只靡恃トタノム許リハ難ニ云ヘシ。ヒシトタノミ難シナント云ハンハ便リアルニヤ(卷二31段、塵添本四39)

行文の一致は明白で、議論の余地はない。比較すれば、『かたこと』の記事に、問題提起と以下の説明との間の齟齬

が明らかになる。「如何」の判断は示されず、「縦へば」が意味をなさない如くである。こうした不体裁は、依拠記事の存在を想定せずしては解釈がつかないであろう。また、『瑤囊鈔』の説はうがちすぎた膠説であって、無批判に従う態度は問題である。その結果、伝聞表現は一種の責任回避の役目を担っているかに見える。

先行記事を承けているとすれば、当然受容態度が問題になる。みぎの例で云えば、「靡侍」語源に従う限り、恐らく当代の用法の大部分を否定せねばならず、単に典拠を呈示しただけでは発言の意味がない。それを無雑作に一条として掲げる態度は、本書の性格の一面を表わしている。試みに、卷二の一連の四箇条について検討してみる。

A 大魁と云こと葉は。物の相応したることにいふとかや魁は首といふ字註侍り。然るを今俗には。過差なることを大魁なりといふは聊心違ひ侍る。されど普く誤り来りて云馴侍れば今更改がたきこと歟。

B 過差なることを。せんしやうといひ習はせり。是は近き代に千石少貳とかや云し人ありつるが。過差をこのまれしより千少といひそめたること葉とぞ。又云 賤 服 貴 服 謂於之僭上僭上無礼国凶賊也といへるは。聊似かよひたれど。又別のことと云り

C 非愛といふは。物のあやうき事に云り。聊心得の侍るべきことにや武烈天皇の悪政道より出たること葉なりとかや

D 危きことを。あぶなしはよしと云り。浮雲とも書とかや。定家卿天福の伊勢物語にも。あぶなくと云声をさゝられたり。然るを非愛と云は。聊心持かはり侍るべしと云り（以上、卷二24ウ〜25ウ）

このうちAとCには、次の如き対応記事が『瑤囊鈔』に見出せる。

a [大魁事] △人心大ナルヲタイクワイナルト云ハ何、字何ナル心ソ 大魁ト書也強チ氣、大ナル許リ可云非。諸事ヲ一身 集メ智分才覚兼タルヲ可云ニヤ。ハ中略ノ衆首、万事相応シタルヲ。大魁トハ云ヘシ。鄭玄カ礼記

注ニ魁ハ猶首也ト云。人心餘ニ少サキモ人義ヲ知ヌナルヘシ。其ヲ知ルランハ。サノミ約シカルマジケレハ
 氣、大ナルヲ云モ心叶ヘリ。(卷二18段、塵添本四26)

c 「非愛事」△短慮ニ危キヲ。ヒアイナルト云ハ。何事ソ 是常ニ聞ク詞ナレ共。文章未見及但武烈天皇御
 心悪性。ハ中略▽加様非愛御座ス故其身没謗リヲ後代留給書ケル物アリ。非愛可書敷

(卷一9段、塵添本同)

a の淵源はさらにふるく、鎌倉時代中頃に成立したかと云われる類書『塵袋』にまで溯る(但、多少行文を異にする。日本古典全集本、巻五340ページ)。Aの過差はaの心気の大なることと近いから、云う所の「今俗」は近世を隔たること遠い。また、Aの「魁は首といふ字註侍り」がaを前提にしないで全く無意味であること云うまでもない。興味深いのは、転義の許容の仕方である。aが転義に本義と通ずる一定の必然性を認めるのに対し、Aは慣用という現象面によって、消極的に許容するにとどまり、本質的な判断を抛棄している。これは柔軟な態度とはべつものである。

Cがcに基づくことも明らかである。そうでなければ、Dとは矛盾する。諸家の論で、この点が無視されている理由は分らないけれども、解決の糸口はDにも出抛を想定できる所にあると思われる。つまり、いずれも貞室の説ではないのである。伝聞形式に包み込むことで責任を回避し、判断を抛棄する態度は、A及び「靡侍」の条と同じである。諸説を示す客観的な態度などと評すべきではなからう。Bもこれに準ずる。ただし、『搥囊鈔』との関係は明らかでない。わずかに、「又云」以下が、

b 「俗人著法衣出家現俗形事」△前略▽孝經ニ賤キカ服貴服謂之僭上僭去声僭々為不忠

(卷二17段、塵添本四25)

とほぼ同じであるが、引用漢文を若干異にする。それでも、BがAに続く様に、bはaの直前に隣り合うことから、何らかの示唆を与えた可能性は存する。

以上、AとDをながめると、ACはほぼ『壺囊鈔』に抛り、DはCへの反対意見、Bは直接には関係しないとの結論を得る。さらに、ACの伝聞表現に実質的な意味があれば、BDもまた何らかの出拠を有すると考えるべきである。つまり、この一連の四箇条に著者貞室の面目を窺うとすれば、『かたこと』の価値を疑わしめるAの許容の文だけにすぎない有様である。

次に、『かたこと』と『壺囊鈔』の対応記事を対照して掲げる。ニュアンスの差などはいちいち指摘しない。

一「前略」又あかくといふは。馬のはねいたくるより云たること葉成べき歟。足かくといふべき。し文字を略してあかくと申成べし。蹠の字を。あかくとよめり。南良に侍る輶轡といふ時も。此手蹠の文字の心にて手蹠とも云と云り。手にてのうへにもいふべし。(卷二2ウ)

〔腕云事〕△手足ヲアガクト云ハ一向片言歟 是レ片言 非ス。字ニハ。蹠共書キ。腕共書ク。〔文選〕ニハ馬 腕餘 足 ヨメリ。又聖武天皇東大寺ヲ建立シテ「中略」行基菩薩御幸遲シトテ。門ニ立テ手ヲ蹠キテ。招カセ給フ也。一 仍彼門ヲ。手蹠門ト云。(卷三15段、塵添本五15)

一「前略」ほくそ笑ひといふことは。北叟笑なりとかや。塞翁がことよりおこれりと云り。塞翁を北の翁と哥にもよめり(卷二7ウ)

〔北叟笑事〕△少シエムヲ。ホクソワライト云ハ何事ソ。北叟カ笑ヲ。ホクソ咲ト云成セル也「中略」一切ノ事ニ少シワラフ也。是ヲ俗語ニ。ホクソワライト云ナルヘシ(卷三35段、塵添本五35)

〔塞翁馬事〕「前略」後鳥羽院モ承久義兵不叶シテ剩サヘ隱岐国ニ配流セラレ給シ間。述懐御製ニ云ク

イツトナク北ノ翁カ如クセハ。此理リヤ思ヒ入レナン。(卷三26段、塵添本526)

一でくるぼうといふべきを。でこのぼうといふは如何。詩に傀儡と作りしは此事成べし。歌の題に。傀儡といふ

と。遊女といふとは。其品かはれるにや。されど同じやうによみたるも侍る歟(卷一9オ)

〔白拍子事〕△白拍子傀儡ナント云ハ。其品如何ハ中略ノ男、殺生ヲ業トシ。女偏ニ遊女如シト云リ。サレハ。

遊女傀儡相似タル故ニヤ。歌道遊女ヲハ水辺ニ定メタリ。定家卿ノ。此ニ首ノ題ヲ。ヨニワケラル。歌ニモ

ハ寄遊女恋・寄傀儡恋の和歌略す。如此遊君類。様々ナレ共。皆是傾城也。(卷一24段、塵添本二43、塵袋536ペ)

一ぎやうくしきとは。業々敷とかくなれば。ぎやうさんとは業山とや書侍るべき歟ハ中略ノ又ぎやうくしきと

は差過たることに云習はせり(卷一14ウ)

〔業々敷云事〕△差過タル事ヲギヨウノシキト云ハ。何レノ字ヲ可用ソ。業々ト書ヘキ歟。〔文選〕ニ反字

業々トタカシトヨメリ。李善注ニ高ク峻貞ト云ヘリ其心叶ヘルニヤ(卷一30段、塵添本四38)

一物を都而いふやうの時に。一支具といふべきを。一しきと云るは如何。ハ中略ノ一支具とは鍔などの取そろへた

るを申なり。或は一縮とも云歟(卷一27オ)

〔一支具事〕△鍔ナトヲ。イツシユクト云ハ。何ノ字ソ。或ハ一縮ト書。或一支具ト書ク是ヲヨシトス。

(卷一75段、塵添本三53)

一文字の篇に。小ざと大ざとなど云べきを。小猿篇ぞ。大ざる篇ぞなどいふは誤なりとかや。小ざとは阜の字の

略。大ざとは邑の字なりと云リ。都のつくりなどを云りとぞ(卷五20ウ)

〔邑阜篇事〕△阿字ナトヲ。小猿篇ト云。都字等作ヲ。大サルト云如何。秀長卿ハ。サルト云ハ。誤也。大

サト。小サルト云ヘシト云云。仍是ヲ見レハ。大サト云ハ。邑字。サト共ムラ共ヨム。サトニ取テハ。大ナ

ルサト也。ハ中略√小サト、云ハ阜^フ字也サト、ヨミ。シヤコトヨム。(卷三三段、塵添本五三)

これ以外にも、「檀那」の語源を述べる条(卷三二九ウ)は、『墟囊鈔』卷八二五段(塵添本十三五)に、本朝に九種の柑類をもたらした「筑紫の毛理」の故事(卷四一五オ)は、直接に日本書紀からではなく、同じく卷一三〇段(同二四九)の「但馬毛理」の記事に基づくと思われる。細かい比較では、偶然の一致を排除することが困難であるけれども、たとえば「はらぐるなる事をもきたなきなど、いふ」(卷一五オ)などは、卷一十段(塵添本同)の一部を引いているのかもしれない。

最後に一言しておきたい。貞室が利用した『墟囊鈔』は、正保刊本のそれではなく、『塵添墟囊鈔』(天文元年ハ一五三三√成)の刊本ではなかったかということである。その理由のひとつは、塵添本でのみ見える語を『かたこと』が載せていることである。「如在(卷一五ウ)・魏々堂々(卷二二八ウ)」がそれで、それぞれ卷四五段(塵袋一五四ペ)・卷一四九段(同二七八ペ)にある。もっとも、前者は元和本下学集にも載せて同趣旨の漢文註をもち、後者は貞徳が編んだ往來物の一種『貞徳文集』(慶安三年刊)の四月二十六日付書状(456)にも用いられているから、確証にはなり難いかもしれない。多少有力なもうひとつは、前掲大ざと小ざと篇の条(卷五二〇ウ)で、「邑」字に「こう」の音を付していることで、誤刻の類でないと思えば、塵添本の刊本(複製本による)で、「ユウ・ヨウ・コウ」のいずれにも読める潰れた字形を誤認したためと思われる。『墟囊鈔』正保刊本にはルビがない。そうとでも考えねば、説明がつかないのであるまいか。塵添本の刊行は、複製本の解題によれば、「正保三年以後、『寛文書籍目録』の出版以前、すなわち、一六五〇—一六六〇の間」という。正保三年ハ一六四六√がなぜ慶安三年ハ一六五〇√以後と下げられたのか不明であるが、ともかく、無理な想像ではないと思う。

『瑤囊鈔』を中心に、『かたこと』の記事の拠る所をこれまで述べてきた。両者の対応が、特に卷二において著しい事実は、本書の構成を考える上で重要であると思う。伝聞表現は、これまでの研究では漠然と看過され、一種の修辭の如くみなされてきたきらいがあったが、実質的な機能を有していたのである。だとすれば、卷五雜詞部の諸説には伝聞表現が少ないことも、重要な意味をもってくる。そして、原拠との関係が必ずしも『かたこと』側の批判的受容ではないことも、対照した記事を比較して戴ければ明らかになると思う。膠説に従い、先行記事を誤って簡略化し、そのため却って文意を混乱させるが如きは、前にも述べた如く、『かたこと』の価値について再考を促すものである。総合的な考察が困難な所以である。

四

『かたこと』の出拠には、既に指摘した文献のほか、本書もその名を挙げている(卷二18才)『名目抄』(群書類従本による)が考えられる。卷三時節之部冒頭の三条(15才)に望ましい語形として掲げられている「元日・元三・曲水宴」は、『名目抄』を基にしたのであろう。「相撲」は「すまひ」と云うべきだとする(卷三6才)のも、「名目には只すまひなり」とある通り、この書に拠る。「仁王経を。にんわうぎやう」と連声で読むのを誉める部分(卷二1才)には、彼の書の「仁王会ニムナウト可云也。是連声也。」の影響が認められ、殊に、「草鞋鼻高」の条(卷四6才)には、「草鞋天子着之。臣下不用之。但法中用之。」の註文をそのまま引いて、「草鞋天子に着之給ひて臣下は不用。但法中には用ゆとかや。」とし、「そのほか烏皮沓。浅履。深履など々様々侍るよしなれと不知」と云うのも、やはり、「草鞋」に続く「烏皮沓・浅履・深履」を指すのであろう。(「草鞋鼻高」は、『塵添瑤囊鈔』卷十一26段入塵袋七502ページにも見える。)

同時代のものでは、『貞徳文集』（既出）に、

冥慮相叶候メウリョウテヒカナヒ 相叶ヒカナヒ 冥嘉ミヤカ 糺藤次シラウサイ 不断常住ミヤウカ 勞瘵ラウサイ 無冥加ミヤウカ 無勿駭モツタイ 候

など、本書と共通する語彙・表現が存するが、なにぶん同年の刊行ということもあって関係は明らかでない。「藤次を糺すなどといふこと葉はありとかや」（卷二28ウ）は、『庭訓往来』十月往状の「糺藤次」を指すのかもしれない。

（なお、同書には「等閑・斟酌・如在・鼻高」などを存し、「草鞋 以木作。綿以張」の古註があったりする）。就中、最も注意すべきは、特異な仮名遣研究書として知られている、著者・成立事情未詳の『一步』（延宝四年八一六七六〇刊）との関係である。

一むかしのせうそこには。彼一義を御同心ごがつてんにおゐては。本望ほんまうなり。又はそのこと御合点候は、忝かたじけなく候なといふ文章ぶんしょうおほし。今ならば。本望ほんまうたるべく候な。忝かたじけなくかるべしなど、書べきことなり。然れどもむかしのもよく侍る子細しさいあり。是はせうその文章ぶんしょうの上のこと。不断物ふつたついふ上にも。てにをば違ちがひの侍ることなり。よく、心得こころえべし一言いっごんにて百年の身をあやまつことなきにしもあらず（卷三12オ）

これは次の『一步』の記事と同意である。

一昔のせうそこに於御同心者本望也

へ於はと云は未来也又落着せさる詞也也は治定にて現在の異りなる故てにをば違ひ侍る御同心にをいては本望たる

へし本望たるへく候なと、書てよし（下略）

一同 御出候は、忝候

へ候は、といふも未来也落着せさるてにをば也（中略）かたしけなかるへしかたしけなかるへく候なと、よし（下略）

（上卷18ウ、国語学大系本87〜88ページ）

この一例を以ての推測は差控えねばならぬが、『一步』下巻の前書が連歌俳諧の仮名遣に言及していることなど勘案すれば、その著者は、『かたこと』を利用したか、あるいは貞室と何らかの関係があった人物と想像される。(この場合、『一步』総序の解釈が問題となろう。)

出抛の究明のほかにも、残る問題は多い。各条の記事の掲げ方の理解もそのひとつである。「AをBと云うのは良し(悪し)」という設問形式は、序文に云うカタコト矯正の目的に適っているであろうか。また、単に「AをB」と示す場合、Bが非(即ちカタコト)であることは自明の前提であろうか、等々。

畢竟するに、『かたこと』の国語史資料としての性格は、基礎的な調査を基にして再考されるべきである。貞室自身の他の著作さえ考慮せず、明白な伝聞表現の頻出にもかかわらず、これを見過したまま彼の規範意識等を論じてみるも無意味である。(巻五は別として、伝聞記事を除けば残る所の言語説はわずかだからである。)作法書・仮名遣書や故実名目までも援用し、ほとんど無条件に受け容れる本書に、まとまった意識や方法を想定すること自体可能であるのか、といった疑問まで抱かざるをえない。新村出氏は、本書出現の背景を描いて、

慶長前後に至って、戦国時代の言語混交錯乱及び外国語輸入の結果として、国語の規範意識が京都の公家や一部の知識階級の間で湧き起り、それが貞徳を中心として強烈に進み来って、遂に貞室が本書の著作となったのである。(既出「解題」9ページ)

と述べられたが、筆者はむしろ、本書の実態に即した佐藤鶴吉氏の言、

この「規範意識」といふことに就ては、自分は更に、当時の国語教材とされてゐた往来物や何々尽のことを連想せずにはゐられない。又、室町頃から行はれ出した節用集の類や、既に寛永頃から刊本になってゐたといふ『大和

詞』の類をも考へないではゐられない。(「片言直し」方言四ノ七)

この穏当な見解を敷衍すべきだと考える。

小稿は、いずれの問題についても不十分な問題提起に終らざるをえなかった。補説は後日を期したい。

註1 次の記述が事実であれば更に確実となる。「また『蠅打』は貞如の名前になっているが、貞室でなければ知らない事情も述べられているから、かげに貞室がいたことは確実であろう。」(『俳句講座』第2巻73ページ)

註2 大田栄太郎氏に「嘉多言の著作及出版動機とその内容価値に関する一考察」(近畿方言双書第五)との論文ある由。但、筆者未見。

註3 本書を俳諧と密接な関係で説くものに、『俳諧大辞典』がある。即ち、本書を「俳諧作法書」と規定して以下の如く述べている。「俳諧用語の正しい使用を教えるという意図をもって、誤りやすい言葉・敬語・詛言の正しい用法を説明したものである。ハ中略√貞門俳諧において特に重要な意義をもつ俳諧用語、つまり俳言に対する関心がうみ出したもので、本書の如き著作の存在が、貞門俳諧における俳言の重要性を示すものであり、同時に貞門の教育的傾向を示すものである。」この様な俳諧研究の側からの発言は、本書の性格を論ずる上で、従来より一層重視されるべきである。

註4 小高敏郎『松永貞徳の研究』138ページ参照。

註5 貞門の斎藤徳元の句、「てんぶくの春やいたちの物がたり」の詞書に、「ある人天福の本として伊勢物語をもて来てひろめかし侍りける時に」とある。『俳句講座』第2巻79ページ参照。

註6 『俳諧之註』で、「まけしすまひにかてる勢いきほひ」の註に「相撲を名目には『すまひ』と云歟」(同書389ページ)とある。